

八戸市農業委員会5月総会議事録

日時：平成27年5月29日（金）午前10時

場所：プラザアーバンホール

農業委員数 37名

出席委員数 30名

1番 籠田 悦子、2番 坂下 彌一、3番 清川 新一、4番 和泉 俊雄、5番 上野 正雄
8番 大沢 俊幸、9番 鳥喰 一郎、10番 山内 光興、11番 高橋 勝男、12番 鈴木 恒夫
13番 寺沢 和則、14番 谷地 秀典、15番 林 善嗣、16番 川畑 修一、18番 下館 敏
19番 村上 仁、20番 大久保 秀幸、22番 木村 武美、23番 馬場 豊、25番 松橋 剛志
26番 三浦 豊、28番 西野 茂雄、29番 田名部 和義、30番 中村 正記、31番 三浦 慶一
32番 赤坂 英夫、34番 森園 秀一、35番 前澤 時廣、36番 荒川 喜一郎、37番 明戸 政勝

欠席委員数 7名

6番 小笠原 萬三、7番 石橋 充志、17番 田中 忠二、21番 古館 傳之助、24番 齋藤 正人
27番 釜石 幸史朗、33番 堰端 治

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農政GL事務取扱）畑内 俊一、農地GL 寺沢 智幸
主幹 大里 知矢、主査 高橋 はるか、主事 折川 暁輝

総会案件

議案第6号 平成26年度事業報告について

議案第7号 平成27年度事業報告（案）について

議案第8号 八戸市農業委員会委員表彰規程の一部を改正する規程の制定について

畑内事務局次長

それでは、ただいまより八戸市農業委員会5月総会を開会いたします。

なお、本日は、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、会議に先立ち、八戸市農業委員憲章の唱和を行います。総会資料の2ページをお開きください。唱和は、全員御起立のうえ、和泉会長職務代理者の発声が続いてお願いいたします。

和泉会長職務代理者

それでは、八戸市農業委員憲章の唱和を始めたいと思います。

私の方から、一、農業委員はと読み上げますので、その後が続いてお願いします。

八戸市農業委員憲章

一、農業委員は、農業、農村、農業者の代表として、新基本法農政の推進に努め、市民の期待と信頼に応えます。

一、農業委員は、食料の自給率向上のため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

一、農業委員は、意欲ある担い手を育成確保し、望ましい農業構造を実現するため、農用地の利用集積と集団化に努めます。

一、農業委員は、地域農業の持続的発展のため、認定農業者等の経営支援を強化し、農業・農村の振興に努めます。

一、農業委員は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

一、農業委員は、市民に農業体験等を通じて、自然の大切さ、農業の大切さを啓発しま

す。

一、農業委員は、地域の特性を生かした農産物の生産奨励と、市民に新鮮でより安全な食料提供の啓発に努めます。

一、農業委員は、農家の生活向上と、老後生活安定のため、農業者年金制度の推進に努めます。

以上です。ありがとうございました。

畑内事務局次長

ありがとうございました。

続きまして、開会に当たり会長より御挨拶を申し上げます。

籠田会長

それでは、平成 27 年度の 5 月総会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、農作業などで大変お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

さて、昨今の農業を取り巻く状況は、農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など従来からの構造的課題に加え、グローバル化の進展、特に TPP 協定交渉については予断を許さない状況となっております。

このような中、国では、カロリーベースの食料自給率を平成 37 年度に 45%に引き上げることなどを目標にした新たな食料・農業・農村基本計画を平成 27 年 3 月 31 日に閣議決定し、農業や食品産業の成長産業化を促進する産業政策と多面的機能の維持、発揮を促進する地域政策とを車の両輪として食料・農業・農村施策の改革を着実に推進することとしております。

また、農業委員会に関しましては、先に改訂された農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、権利移動等の許可業務のほか、農地利用の最適化の推進を重点的に行うこととされ、現在、改正法案が国会で審議されているところであります。

こうした情勢を踏まえ、私たちは、農業者の公的代表として農業・農村の現場の声を農政に反映させるとともに、農地制度の適正な執行、意欲ある担い手の確保、耕作放棄地の発生防止などの活動を推進していかなければならないと考えており、この一環として、27 日から 28 日にかけて全国の農業委員会の要望事項を全国農業委員会会長大会において決議し、三八地区農業委員会連絡協議会として地区選出国會議員に要請するなど、農業委員会の重要な責務である建議要望活動を行ってまいりました。

農業委員には多くの役目がございますが、これらは全て地元農家の小さな声を集めることから始まるものと考えております。

どうか皆様には、地域農業者の目となり、耳となって、農家の経営安定と向上のため、ひいては八戸市の農業発展のため、農業委員憲章の理念に沿った、積極的な活動を、これまで以上をお願い申し上げる次第であります。

結びに、本日の総会に、提案させていただいております案件につきましては、何とぞ慎重なる御審議を頂きまして、全議案とも御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

畑内事務局次長

ありがとうございました。これより会議に入ります。議長は農業委員会等に関する法律第 5 条第 3 項の規定により、会長が務めることとなります。会長、よろしくお願ひいたします。

議長（籠田会長）

それでは暫時の間、議長を務めさせていただきます。本日の議事につきましてはお手元に配布しております総会資料の次第により、議事を進行いたしますので皆様の御協力をお願いいたします。

始めに議事録署名者の指名を行います。議事録署名者の指名につきましては本職から指名したいと思いますが御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり)

議長(籠田会長)

御異議なしと認めます。よって議事録署名者には9番鳥喰一郎委員、32番赤坂英夫委員の両氏を指名いたします。それでは議案第6号平成26年度事業報告についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

上村事務局長

それでは事務局から議案第6号平成26年度事業報告について説明いたします。失礼ながら着座により説明させていただきます。

資料の4ページをお開き願います。平成26年度事業報告の概要でございますが、我が国の農業は、担い手の減少、高齢化、遊休農地の増加など大きな問題を抱え、その持続性が危ぶまれており、早急な農政改革の推進による農業・農村の再構築が喫緊の課題となっております。

とりわけ、食料・農業・農村基本計画の実現に向けて、認定農業者等の担い手の育成・確保、遊休農地の発生防止・解消や担い手への農地利用集積が求められております。本市農業委員会においても、この基本計画の実現に應えるよう、各種の活動を行っているところであります。

平成26年度の事業推進に当たっては、事業計画に基づき、総会及び部会活動のほか、荒廃農地の全体調査・意向調査等による遊休農地の解消と発生防止、農地流動化の推進、優良農地のあっせん事業の実施、青色申告の普及と経営感覚に優れた経営体を育成するための講習会の開催、農業体験を通して男女の出会いの場を提供するための、農業体験交流会の開催などを行いました。

また、農地と担い手を守り活かす運動の一環として、農業者の意見・要望を聴く意見交換会や新規就農者との交流会を開催するとともに、三八地区農業委員大会及び青森県農業委員大会を通じ、中山間地域の耕作放棄地の再生・利用に向けた対策や農業委員会組織の体制堅持等について、要望・提案を行いました。

また、八戸市農業経営者協議会等の農業者団体と連携を図りながら、その活動を支援するとともに、地域農業の振興発展と農業者年金の加入推進により老後生活の安定を図るため、経営移譲等の相談と、農業や農業者に関する情報提供に取り組みました。

5ページを御覧願います。1会議等開催状況でございます。(1)総会等の①総会につきましては平成26年5月30日に5月総会を開催しております。議案につきましては平成25年度事業報告及び平成26年度事業計画案について協議いただいております。平成26年7月15日には農業委員改選に伴う組織会後に総会を開催し、農地、農政両部会の部会長及び同職務代理者の選任を行っております。平成27年1月29日には1月総会を開催し、八戸市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審査のほか、南郷区の設置期間終了に伴い選挙区の名称を変更するための条例改正、農地台帳の公表に伴い手数料を徴収するための条例改正と、係る実施規程の制定について協議いただいております。また農業委員の永年勤続表彰及び第33回八戸市農業後継者顕彰を実施しております。②全員協議会につきましては5月総会後に行っております。案件は平成26年度八戸市農林関係課所管事業等の説明を市の農業関係各課から説明いただいております。(2)部会につきましては農地部会、農政部会とも12回開催しております。6ページをお開き願います。(3)運営協議会につきましては7ページにわたりますが内容は記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。8ページをお開き願います。(4)主な研修会、大会等

のうち主なものでございますが4の第35回三八地区農業委員大会及び農業委員研修会、7の第58回青森県農業委員大会にそれぞれ出席しております。また、6の青森県10市農業委員会協議会は平成26年度の当番市の八戸市において開催しております。次ページ以降につきましては、2の農政関係活動報告は畑内事務局次長から、3の農地関係活動報告については寺沢農地グループリーダーから説明いたします。

畑内事務局次長

それでは、事務局畑内から2農政関係活動報告について、御説明させていただきます。失礼ではございますが、座って説明させていただきます。

9ページを御覧願います。1農政部会の(1)議決事項ですが、アの相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてのほか、3議案について議決いただいております。(2)協議事項でございますが、アの平成26年度経営所得安定対策についてから、チの平成26年度農業委員と農業者との意見交換会結果についてまでの17項目について、協議いただきました。

10ページを御覧願います。2農政関係事業でございます。(1)農家相談活動として、12月12日から12月19日まで12会場にて農家座談会を行いました。参集者は延べ149人となりました。(2)情報活動でございます。アの、はちのへのうぎょうだよりは、年6回、奇数月に発行しており、1回あたり平均で4,475部の発行となっております。イの八戸のうぎょうは、発行回数1回、5月に、475部を発行しております。

11ページをお開きください。(3)農地台帳の整備については、農地の移動に伴う台帳補正事務であり、昨年の台帳数は、6,482件となっております。(4)農地台帳登載証明書の交付状況は、本庁交付分が213件、南郷区役所交付分が38件、合わせて計251件の交付となっております。(5)農業委員選挙人名簿登載申請書の審査は、昨年、冬に農事振興組合長を通じて配布並びに回収・審査を行い、今年1月の総会議決を経て、選挙管理委員会に送付いたしました。世帯数は合計2,867戸、選挙資格者数は合計6,232人となっております。

12ページを御覧ください。(6)租税特別措置法に基づく処理、証明書発行等になります。アの農地の一括贈与関係では、①税務署分14名、②三八地域県民局県税部分1名、イの相続税関係では20名の方に証明書を発行しております。(7)農家の経理指導につきましては、本年2月に研修会を開催し、5名の受講となっております。(8)農業後継者の顕彰は、南郷地区の伏守弥千代さんを決定しており、累計59人となっております。(9)家族経営協定の推進では、26年度は、農業委員自ら率先して、締結に向けて動き、実践することにより、今後の締結につなげるため、会長をはじめ4組の締結があり、年度末で33家族が締結しております。

13ページをお開きください。(10)農業委員と農業者との意見交換会は、平成27年2月20日プラザホアーバンホテルにおいて行いました。参加者ですが農業委員23名、農業者6名、関係機関職員7名の合計36名の出席となっております。(11)農業体験交流会は、農業に興味があり、出会いを求める独身の男女を対象に平成26年度は2回開催し、第1回目は南部町の山本果樹園と農林漁業体験実習館チェリウスにおいて、桃狩り&パフェ作りの体験交流、第2回目は八戸プラザホテルのクリスタルホールにおいてスイーツを食べながらの交流会を実施しました。詳細は資料記載のとおりです。(12)農業者年金事業ですが、アの農業者年金加入状況のうち、新年金では、加入者数が36人で26年度の新年金加入者は0人です。旧年金では、受給待期者数は41人となっております。

イの農業者年金受給状況のうち新年金では、計46人、うち平成26年受給開始が6人という状況で、旧年金は計346人の受給となっております。

14ページを御覧ください。3の外郭団体活動についてですが、(1)八戸市農業経営者

協議会のアの会議の開催は役員会、総会を表のとおり開催しております。イの事業として、①全体事業は、農地中間管理機構についての講演会を行っており、視察研修として、秋田県種苗交換会に出席しております。②の部会別活動状況ですが、青色申告部会、稲作部会の活動状況は記載のとおりとなっております。

農政関係活動の報告の説明は、以上でございます。

寺沢農地 GL

続きまして事務局寺沢から農地関係活動報告について説明いたします。失礼ながら座って説明させていただきます。

15 ページを御覧願います。1 農地部会の項目では一覧表にありますとおり農地の権利移動と転用などの処理状況について直近2か年の処理件数と面積をまとめています。農地の権利移動ですが、農地法第3条と基盤法第18条に基づく処理件数の合計は平成26年は246件、面積で126万1,344㎡、約126.1haとなっております。農地の転用ですが、農地法第4条と第5条に基づく処理件数の合計は平成26年が314件、面積で23万513㎡、約23haとなっております。その他の処理件数につきましては表のとおりとなっておりますので説明を省略いたします。16 ページをお開き願います。上の表は農地の権利移動に関して、下の表は農地の転用に関して処理された面積の推移をグラフ化したものでございます。

17 ページを御覧願います。2 農地流動化と経営規模拡大施策では経営規模の拡大と農地の効率的利用を促進するために行っている事務事業についてまとめています。(1) 農業経営基盤強化促進事業についてですが、ア利用権設定の実績は179件、設定面積は99万9,055㎡、約99.9ha、イ期間区分別実績は貸借の期間別での内訳を掲載しております。ウ新規・再設定・移転実績ですが新規設定が102件の47万6,822㎡、約47.7ha、再設定は76件の48万5,253㎡、約48.5ha、移転は売買1件で3万6,980㎡、約3.7haとなっております。続いて18 ページを御覧願います。エ農用地利用集積計画書原案の作成とオ権利関係の記録管理及び周知は記載のとおりの内容を行っております。(2) 農地移動適正化あっせん事業についてですが農用地区域内における農地の売買、あっせんの申し出についてはあっせん基準に基づきあっせん委員会を開催し、適格者にあっせんを行うものですが平成26年は新規の申し出があったものの、買受希望はありませんでした。

次に3、遊休農地解消普及活動です。農業委員会では平成20年度から耕作放棄地全体調査、現在の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査と農地パトロールを実施しているところです。平成26年度は皆様の御協力の下、23回の農地パトロールを実施いたしました。その結果に基づき1,301戸、2,065筆の農地所有者に文書による適正管理等の周知を図り、意向調査では262件の方から回答いただいております。次に荒廃農地の平成26年度調査結果を表に掲載しております。A分類は再生利用が可能な荒廃農地、B分類は再生利用が困難と見込まれる農地です。旧八戸と旧南郷のA分類とB分類を合わせた荒廃農地の面積は392万7,970㎡、約392.8haとなっております。うち、それぞれのB分類の農地については非農地として認定し、所有者に通知したところです。19 ページを御覧願います。4 農地相談活動、5 土地利用調整活動、6 転用許可後の転用事業の促進と農地改良の適正化指導については日頃行っている窓口での対応や、関係機関、部署との調整内容でありますので説明は省略させていただきます。以上で農地関係活動報告を終わります。

議長（籠田会長）

ありがとうございました。ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。

委員

（「なし」の声あり）

議長（籠田会長）	<p>ないようですので、お諮りいたします。 本案を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。</p>
委員	<p>（「なし」の声あり）</p>
議長（籠田会長）	<p>御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。 続いて、議案第7号平成27年度事業計画案についてを議題といたします。事務局から説明願います。</p>
上村事務局長	<p>それでは御説明いたします。21ページをお開き願います。平成27年度事業計画案の基本方針でございますが、近年、我が国の農業を取り巻く環境はますます厳しい状況にあり、農業者の高齢化、担い手の減少、遊休農地・荒廃農地の増加といった問題が顕著となってきました。</p> <p>また、環太平洋パートナーシップ協定交渉等の動向や激変する農業情勢の変化に伴い、将来の農業経営に対する農業者の不安を一層募らせている状況にあります。</p> <p>国では新たな農業・農村政策として農地中間管理事業を始め、経営所得安定対策の見直し、米政策の見直しなど4つの改革に取り組む農林水産業・地域の活力創造プランを策定しており、平成26年6月には、農業の成長産業に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進などが新たに追加となり、農業者の所得向上に向けた経済活動、地域の農地利用の最適化の推進を含むプランの改訂がなされております。</p> <p>この改革プランに伴い、実施しております農地中間管理機構を活用した農地の集約化と耕作放棄地対策に加え、農業委員会は、権利移動等に関する許可業務のほか、農地利用の最適化の推進を重点的に行うこととされております。</p> <p>これまでも農業委員会では、系統組織と密に連携を取りながら、農業の担い手の中心となる認定農業者や新規就農者などの担い手の確保と育成支援、また、農地の利用集積と有効利用の推進、遊休農地の発生防止と解消などの活動を積極的に展開してまいりましたが、農業委員会の果たす役割と使命は今後ますます重要なものとなってきております。</p> <p>当農業委員会では、平成27年度においても農業・農村の活性化のため、市の農業の基本方針である第10次八戸市農業計画に沿って農業者の取組を支援するとともに、国際的な経済協定の動向にも注視しながら、市農業委員憲章を基本に、農地の有効利用、担い手への利用集積を図り、環境に調和した持続性の高い農業と活力ある農業の実現に向けて活動します。</p> <p>22ページをお開き願います。1会議関係でございますが、1総会については3回を予定しております。うち4月には会長印の南郷事務所における取扱責任者を変更する規程の改正のため総会を開催しております。2部会につきましては農地部会、農政部会とも12回開催予定でございます。3運営協議会の開催は農業委員会の運営上の重要な事項を必要に応じて随時協議してまいります。4全員協議会は5月総会と合わせて実施いたします。5会議・研修会・大会等の開催・参加につきましては関係機関及び関係団体と連絡調整を図るための諸会議への参加、農業委員及び職員の各種研修会の開催及び参加、三八地区農業委員大会及び青森県農業委員大会への参加、農業委員視察研修の実施、その他各種協議会等への参加を予定しております。次ページ以降の2農政関係活動については畑内事務局次長から、3の農地関係活動については寺沢農地グループリーダーから説明いたします。</p>
畑内事務局次長	<p>それでは、農政関係活動について説明いたします。</p>

23 ページを御覧ください。2の農政関係活動についてですが、農業委員会の基本方針に基づき、地域農業の振興発展と農業経営基盤の確立のため、認定農業者等の担い手への農地利用集積と支援により、農業所得の向上を図るとともに、部会活動等を通じて、各種事業を積極的に推進することとしており、次の項目に取り組んでまいります。1 委員会独自の地域性のある農業活動を展開するための建議要望、2 諸制度の周知、相談、意見交換の場を設ける農家相談活動、3のうぎょうだよりや八戸ののうぎょうによる情報活動、4 農地の権利移動、農業経営基盤強化促進事業、農地台帳登載証明書交付、選挙人名簿登載申請書との照合等の効率的な事務処理、農地台帳の効率的な運用と整備、5 厳正な点検・確認を行い適正な審査に努める、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審査、6 農地の一括贈与や相続税納税猶予に係る相談・指導及び適格者証明書等を交付する、租税特別措置法に係る事務、7 記帳実務の普及と経理指導を行う、農家の経理指導、8 農業後継者の確保と育成を目的とした、農業後継者の顕彰、9 農地取得資金等制度資金の周知に努める、制度資金の活用。

24 ページを御覧ください。10 家族間で個人の役割分担、就業条件、収益の分配、経営の継承などについて家族全員で取り決め経営改善に努める、家族経営協定の推進、11 今後の農業振興策と地域農業者への支援活動の在り方を検討する農業委員と農業者との意見交換会、12 農業の担い手不足の解消及び独身男女の出会いの場を提供する農業体験交流会の開催、13 農業者の老後の安定のため、相談活動や経営移譲に伴う諸手続き、後継者の加入促進等を行う農業者年金業務、14 外郭団体である八戸市農業経営者協議会の事務局として、経営の改善や相互研鑽、体験交流による技術の習得により、先端的農業経営の推進を図ってまいります。以上の14項目について、昨年に引き続き、推進してまいります。

農政関係活動の説明は以上でございます。

寺沢農地 GL

続きまして農地関係活動について御説明いたします。25 ページを御覧願います。3の1 農地事務の適正処理についてでございますが農地等の権利移転、設定及び農地転用許可申請の処理等、農地法等に基づく農地事務処理につきましては他法令との調整を図りながら慎重かつ適正な処理に努めてまいります。2 遊休農地解消活動事業につきましては委員各位の協力を得まして、今年度も農地パトロールを実施し、荒廃農地の早期発見と適切な指導に努めてまいります。3 農業経営基盤強化促進事業につきましては、育成すべき農業経営者への農地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業や嘱託登記事業を実施してまいります。4 農地移動適正化あっせん事業から6 農地相談活動、26 ページにまいりまして7 土地利用調整活動から9 農地改良適正化指導までの活動につきましては資料記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。10 農地中間管理事業につきましては農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積、集約化を促進するため、公益社団法人あおもり農林業支援センターが行う農地利用配分計画の作成に市と連携して協力いたします。また、農地集積集約化の基礎業務となる農地台帳電子地図システムの整備、公表並びに遊休農地所有者への意向調査等を実施いたします。以上で農地関係の事務活動についての説明を終わります。

続きまして別冊資料の農業委員会の適正な事務実施についてを説明させていただきます。まず、1 ページ目を御覧願います。ここから8 ページ目までは平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価で、昨年度の実績に対する点検評価となっております。1 ページ I の法令事務に関する点検ですが、総会や議事録に関する周知、公開等について点検、確認しているものです。2 ページでは農地の権利移動や農地転用に関する処理状況の点検確認で、(1) 26年度の3条許可の処理件数が70件、(2) 農地転用に関する

る4条5条の処理件数が42件となっております。3ページから4ページでは農業生産法人からの報告への対応、各情報の提供について地域の農業者等からの意見等の点検、確認項目となっております。5ページに移ります。Ⅱ法令事務、遊休農地に関する事務の内容を記載しているもので、現在遊休農地面積、いわゆるA分類の荒廃農地ですが382ha管内の農地に占める割合が7.3%となっております。2の26年度の目標・実績は対前年度減少面積を記載しているもので目標10haの減に対し実績では12.6haの減になりました。3活動計画・内容の項目ですが農地パトロールに関する実績評価をまとめたものであり、26年度は23回実施しております。次に6ページに移りまして、Ⅲ促進等事務に関する評価では1認定農業者等の育成確保について27年3月末現在で認定農業者が163経営体、特定農業団体が1団体となっております。(2)26年度の目標実績は対前年の増減値を記載するもので認定農業者の数は目標10経営体の増に対し実績は2経営体の減となっております。7ページを御覧願います。2担い手への農地の利用集積と言うことで現在これまでの集積面積は868haで集積率は16.5%でございます。(2)の26年度の目標・実績は対前年の増分を記載するもので増加面積30haに対し、実績は57haとなります。8ページに移りまして、3違反転用への対応実績・評価についてですが、前年度同様に27年度もなしということでございます。次に9ページに移ります。ここからは平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画案となっております。Ⅰ法令事務遊休農地に関する措置について、2の27年度目標案と活動計画案ですが、遊休農地の解消面積は過去の実績を踏まえつつ過大な見込みとならないよう10haとしております。活動計画としましては27年度も前年度の計画と同様24回程度の農地パトロール兼ねた現地調査を予定しております。10ページに移りましてⅡ促進等事務の1認定農業者等担い手の育成及び確保に関してですが(2)の平成27年度の目標案及び活動計画案では認定農業者数は経営体数の維持の必要性を踏まえ、10経営体の増を目標としております。活動計画案としましては農家座談会などで認定農業者制度について周知普及を行い、また広報誌に情報を掲載するほか委員さんからも情報をいただきまして推進活動を進めてまいりたいと思っております。次に11ページをお開き願います。2担い手への農地の利用集積に関して(2)の平成27年度の目標及び活動計画案ですが前年に対する増加面積として30haを目標とするものです。目標案設定に当たっては過大な目標とならないよう農地面積の0.5%を増やすとしております。活動計画といたしましては農家座談会、委員会発行の広報誌で制度の説明を図ってまいりたいと考えております。最後の12ページに移りまして、3違反転用への適正な対応の項目についてですが、この項目は事例がないものの、(2)の活動計画案として違反転用の発生防止に向け農業委員会が発行する広報誌で啓発を図るほか、随時農地パトロールを実施することといたしております。以上で説明を終わります。

議長（籠田会長）

ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。

委員

（「なし」の声あり）

議長（籠田会長）

ないようですので、お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声あり）

議長（籠田会長）

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

続いて、議案第8号八戸市農業委員会委員表彰規程の一部を改正する規程の制定について

てを議題といたします。事務局から説明願います。

畑内事務局次長

それでは、議案第8号八戸市農業委員会委員表彰規程の一部を改正する規程の制定についてを、御説明いたします。

資料の28ページを御覧願います。改正理由でございますが、表彰の範囲に農業委員であった者を追加し、在籍年数の通算方法について規定の整備をするためのものがございます。改正内容については、資料29ページに記載のとおり第2条中の、前条に掲げる委員、の次に、又は委員であった者、を加え、第3条中第1号中の、し、6か月以上の端数は1年と、を削るものがございます。次に30ページの新旧対照表を御覧ください。新旧対照表は右側が現行の規程で、左が改正後の規程となっており、下線部分が改正する箇所となっております。今回改正する部分は、第2条について、下線部分を加えるものであり、第3条中第1号については、改正前の下線部分を削るものがございます。

これは、表彰者を選考するに当たり在籍年数の部分において、15年及び30年となっておりますが、改正前の規定では、6ヶ月以上の端数は1年とするになっていることから14年又は29年と6か月を経過した後、次の総会にて表彰される規定と解釈できるものです。しかしながら、実際の運用では、丸15及び30年に到達した後の総会で表彰しており、委員を辞められた方についても、同様に表彰してきております。このことから、現在の運用にあわせ、また、規定の解釈を明確にするため、現委員、元委員に関わらず丸15年及び30年を経過した後に表彰できるよう所要の改正をするものであります。施行期日については、平成27年6月1日から適用するものがございます。

以上で議案第8号の説明を終わります。

議長（籠田会長）

ありがとうございました。
ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。

委員

（「なし」の声あり）

議長（籠田会長）

ないようですので、お諮りいたします。
本案を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声あり）

議長（籠田会長）

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。
以上で、すべての審議は終了いたしました。次に、その他ですが皆様から何かありましたら、御発言をお願いいたします。

委員

（「なし」の声あり）

議長（籠田会長）

ないようですので、これもちまして、総会を閉会いたします。
御協力ありがとうございました。

終了

午後10時45分

以上は、5月総会議事の顛末であり、相違ないことを証するため署名する。

議事録署名者

平成 年 月 日 会長 _____

平成 年 月 日 _____

平成 年 月 日 _____